

転出に関連するおもな手続き一覧



あてはまる手続きをご自身で確認してください。



実施 ※職員※	該当	下記にあてはまる方はいますか？	手続きの内容	岐南町の手続きで必要なもの
住民課 → 1階1番窓口				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード をお持ちの方	*国内に引っ越す方* 新しい住所地で住所変更(継続利用)の手続きが必要です。 *国外に引っ越す方* 国外で継続してマイナンバーカードを使用したい場合は岐南町での手続きが必要です。	・マイナンバーカード ・設定されている暗証番号 ・有効なメールアドレス(国外利用希望の場合のみ)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード申請中の方	転出後は受け取ることができません。 岐南町での申請を取り下げ、新しい住所地で改めて申請してください(希望者のみ)。	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をされている方	転出日(転出予定日)で自動的に廃止になります。 お持ちの方は印鑑登録証を返却してください。	・印鑑登録証(保有者のみ)
福祉課 → 1階2番窓口				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、療育手帳、 精神保健福祉手帳 をお持ちの方	岐南町での手続きは不要です。 転入先で障害者手帳等の住所変更手続きが必要です。 また、特別障害者手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当等を受給していた方も、転入先で手続きが必要です。	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	福祉医療受給者証 をお持ちの方	福祉医療費受給者証を返却してください。 福祉医療費受給者証は転出日(転出予定日)以降使用できません。転入先の自治体で改めて受給の手続きが必要です。	・本人確認書類 ・福祉医療費受給者証
健康推進課 → 1階4番窓口				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	予防接種の予診票 をお持ちの方	転出後、岐南町の予診票は使用できません。 転入先の自治体窓口にて残りの予診票の交換手続きが必要です。	
こども安心課 → 1階5番窓口				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	0歳～高校生世代の方	児童手当の転出の手続きをしてください。 転入後、転入先の自治体で改めて請求手続きが必要です。 (単身赴任等、子を残したまま転出する場合も手続きが必要になることがあります)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等 に該当している方	児童扶養手当証書の返却、転出の手続きが必要です。 (転入後、転入先の自治体で住所変更の手続きが必要。)	・児童扶養手当証書
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	妊娠中の方、 0歳～4歳までの方	転出後、妊婦健診等の岐南町の受診票は使用できません。 転入先での妊婦健診や乳幼児健診等について御案内させていただきます。転入後、転入先の自治体窓口に残りの受診票を持参し、交換等の手続きをしてください。	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	保育施設に入園中の方	保育施設に退園届を提出してください。 転入後、転入先の自治体窓口で改めて入園の手続きが必要です。	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	幼児教育無償化の対象の方	園にて住所変更手続きが必要です。 転入後、転入先の自治体窓口で改めて請求手続きが必要です。	
保険年金課 → 2階2番窓口				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国民健康保険 に加入している方	転出日以降、岐南町の国民健康保険は使用できません。 被保険者証、資格確認書を必ず返却してください。 転入先で国民健康保険に加入する場合は転入先の自治体窓口で改めて手続きが必要です。	岐南町で発行された ・被保険者証 または 資格確認書
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入している方	国外へ転出する方は岐南町で手続きが必要です。 ※国内転入の場合、手続きが必要かどうかは転入先の自治体窓口にお問い合わせください。	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護認定を受けている方、 65歳以上の方	介護認定を受けている方に『受給資格証明書(転出者用)』を発行します。 介護保険被保険者証をお持ちの方は返却してください。 介護認定を受けている方は転入後、14日以内に転入先の自治体で改めて手続きが必要です。	・被保険者証
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険 に加入している方	*県内への転出の方* 転入先の自治体で岐南町の被保険者証等が回収されます。転入手続き時に被保険者証等を持参して手続きをしてください。 *県外への転出の方* 『負担区分証明書』の発行、被保険者証等の回収を岐南町で行います。転入後、転入先自治体に『負担区分証明書』を持参し、加入手続きをしてください。	・被保険者証
こども学び課・二町教育委員会 → 2階4番窓口・5番窓口				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	町立の小中学校 に在籍している方	転校の手続きをしてください。 ①いままでの学校で『在学証明書』、『教科用図書給与証明書』を受領する ②旧学校で交付を受けた書類を持参し、新しい学校と教育委員会で転校手続き ※タブレット、Wi-Fiルーターを借りている場合は、在学している町立小中学校に返却してください。	
税務課 → 2階1番窓口				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車 を持っている方	廃車手続きをしてください。 転入先で使用する場合は、改めて転入先の自治体で登録手続きが必要です。	・ナンバープレート ・標識交付証明書 ・本人確認書類
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	税金等の未納がある方、 税について質問等がある方	税務課にご相談ください。	・本人確認書類
くらし安全課 → 4階2番窓口				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	防災無線を持っている方	防災無線機は貸与品であるため、返却してください。	・防災無線本体、電源コード等一式
上下水道課 → 4階1番窓口				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	上下水道の使用をやめる方	転出予定日の1週間ほど前までに、岐南町水道料金事務センターに連絡してください。 *岐南町水道料金事務センター* 住所:岐南町八剣北4丁目89番地 三起第一ビル1階 西 電話:058-259-3700 受付時間:平日8時30分~17時15分(年末年始を除く)	

新しい住所地での各手続きの有無や必要書類等については、転入先にお問い合わせください。